

# 神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更の同意 について

## 1. 概要

「神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業」において、道路整備特別措置法第3条第3項の規定に基づき、下記の「同意内容」について、首都高速道路株式会社から道路管理者の同意を求められたため、同条第4項の規定により議決をお願いするもの。

### (1)同意内容

①「都道高速横浜羽田空港線及び神奈川県道高速横浜羽田空港線に関する特定更新等工事(改築)」の実施

- ・高速大師橋について、橋の架け替えを行い、構造全体を再整備
- ・着手予定 平成27年4月1日
- ・完成予定 平成36年3月31日
- ・工事予算 24,437百万円

②特定更新等工事を実施する財源を確保するため、「料金の徴収期間」を15年延長

- ・平成62年9月30日 ⇒ 平成77年9月30日

## 2. これまでの取組

### (1)首都高速道路構造物の大規模更新のあり方に関する調査研究委員会

#### (主体 首都高)

- ・平成24年3月 首都高速道路の構造物は、高齢化の進展と過酷な使用状況により、補修の必要な箇所が増加しており、将来にわたって永続的に維持し、安全性を確保するためには大規模更新の検討が必要であることから基本的な考え方を検討するため委員会を設立
- ・平成25年1月 委員会からの提言において、特異損傷や維持管理性能、損傷の発生状況などにより、大規模更新などが必要な区間が選定された。
- ・平成26年6月 委員会からの提言を踏まえ、首都高速道路株式会社は、更新計画の内容について精査を行い、大規模更新が必要な区間として、高速大師橋を含む5箇所、約8kmを選定した。

## (2)社会資本整備審議会 道路分科会 国土幹線道路部会(主体 国)

- ・平成24年11月 国土幹線道路(主に高速自動車国道・直轄国道)に関する制度等について検討するため設置
- ・平成25年1月 首都高速道路株式会社から維持更新の必要性についてヒアリングを実施
- ・平成25年6月 部会からの中間答申において、更新計画の策定と計画的・安定的な資金の確保が必要であるとされ、更新費用については、料金の徴収期間の延長を検討すべきとされた。

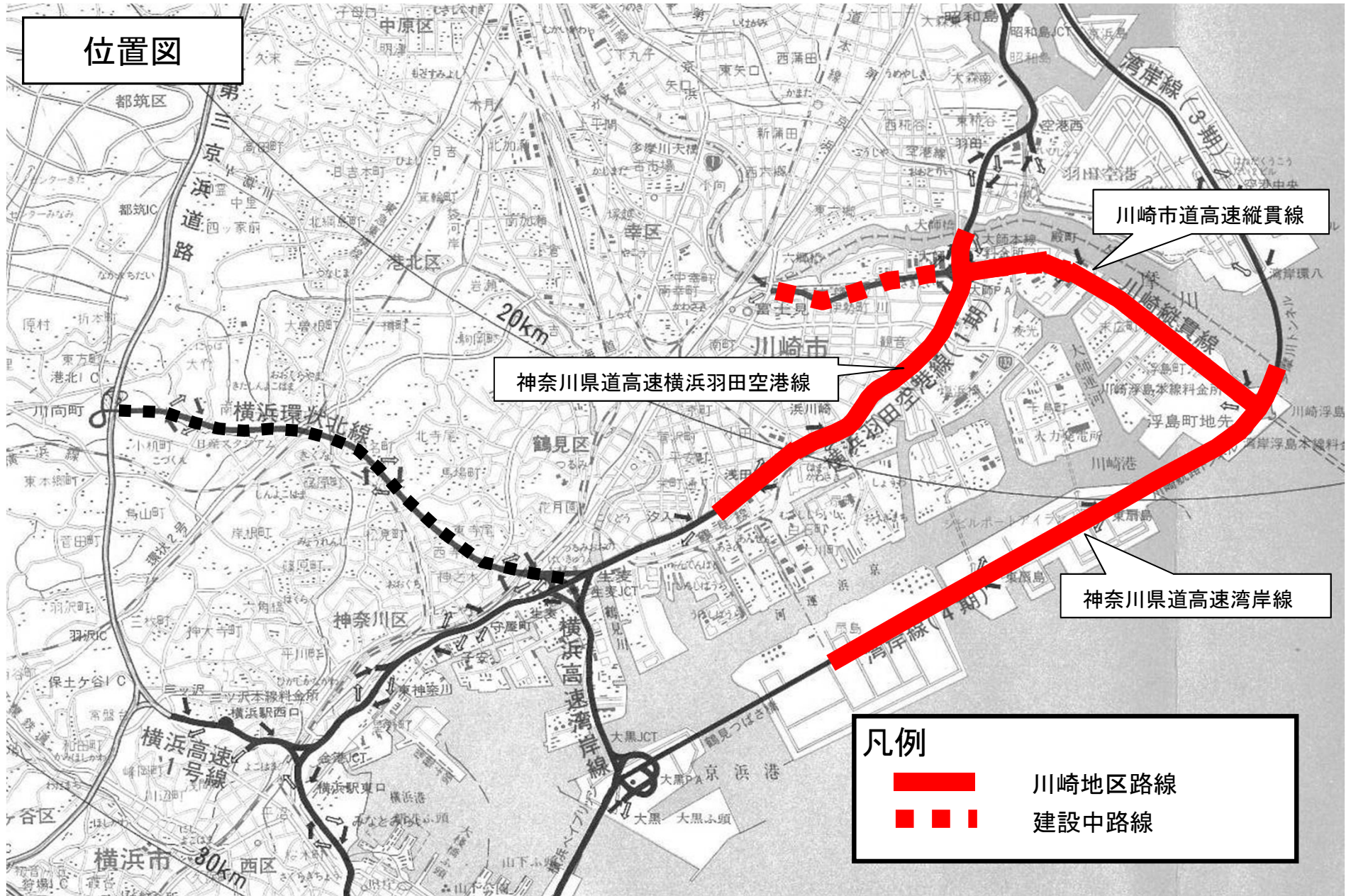


料金の徴収期間を変更するためには、「道路整備特別措置法」の23条の改正が必要

## (3)道路整備特別措置法の改正

- ・中間答申を踏まえ、高速道路の老朽化に対応した計画的な特定更新等工事を、世代間の負担の平等化を図りつつ行うため、国は、「道路整備特別措置法」の料金の徴収期間 15年延長するなど、「道路法等の一部を改正する法律」について法改正の手続きを進め、平成26年6月30日に施行された。

# 位置図



## 関係法令

### ①道路整備特別措置法（抄）

#### 第3条

- 1 会社は、機構と独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法に規定する協定を締結したときは、当該協定に基づき国土交通大臣の許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。
- 2 省略
- 3 会社は第1項の許可を受けようとするときは、あらかじめ、当該高速道路の道路管理者（※）の同意を得なければならない。
- 4 前項の規定により道路管理者（※）が協議に応じ、又は同意をしようとするときは、地方公共団体の議会の議決を得なければならない。
- 5 省略
- 6 会社は第1項の許可を受けた後、「高速道路の路線名」「新設又は改築に係る工事内容」のうち「路線名」「工事の区間」「工事方法」、又は「料金の額及びその徴収期間」の事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- 7 第3項及び第4項の規定は、前項の場合について準用する。

第4条（抜粋）会社は、高速道路の新設又は改築の許可（許可変更を含む）を受けて新設し、又は改築した高速道路については、工事完了の日の翌日から料金徴収期間の満了の日まで、当該道路維持、修繕及び災害復旧を行うものとする。

神奈川県道高速横浜羽田空港線、神奈川県道高速湾岸線、川崎市道高速縦貫線は、道路整備特別措置法の規定に基づき、高速道路機構と首都高速道路㈱が道路管理者に代わって管理を行っています。

第23条（抜粋）会社管理高速道路に係る料金の徴収期間満了の日は、当該会社管理高速道路に係る道路資産の貸付期間の満了の日と同一でなければならない。この場合において、当該満了の日は、平成77年9月30日以前でなければならない。

※二重線は平成26年6月30日施行

### ②道路法（抄）

第16条 市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行う

第17条（抜粋）指定都市の区域内に存する都道府県道の管理は、当該指定市が行う。

※神奈川県道高速横浜羽田空港線、神奈川県道高速湾岸線、川崎市道高速縦貫線は、道路法の規定に基づき、本市が道路管理者となります。



事 計 第 25号  
平成26年 7月10日

川崎市長  
福田 紀彦 殿

首都高速道路株式会社  
代表取締役社長 菅原 秀夫



「神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業」の変更について（同意申請）

標記について、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第6項の規定に基づき、「神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業」を別添のとおり変更したいので、同条第7項の規定において準用する同条第3項の規定に基づき、同意を求めます。



別紙—3 4中「平成62年」を「平成77年」に改める。

別紙—3を別紙—4とし、別紙—2の次に次のように加える。

(別紙—3)

都道高速横浜羽田空港線及び神奈川県道高速横浜羽田空港線（高速大師橋）  
に関する特定更新等工事（改築）の内容

(1) 路線名

都道高速横浜羽田空港線及び  
神奈川県道高速横浜羽田空港線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

東京都大田区羽田三丁目から  
神奈川県川崎市川崎区殿町一丁目まで

(ロ) 延長

0.3キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 工事の概要

橋の架け替えを行い、構造全体を再整備する。

(ロ) 道路の区分

第2種第2級（道路構造令）

(ハ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
東京都大田区羽田三丁目から 神奈川県川崎市川崎区殿町一丁目まで	60	0.3	

(ニ) 設計自動車荷重

245 kN（B活荷重）

(ホ) 車線の幅員

3.25メートル

(ヘ) 車線の数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
東京都大田区羽田三丁目から 神奈川県川崎市川崎区殿町一丁目まで	4車線	—	

(ト) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離 しない区間 (メートル)		往復分離 する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	1.25	1.25	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
土工（掘割）部分	—	—	—	—	—	

- (チ) 付加車線の幅員 —  
(リ) 中央帯の標準幅員 2.00メートル  
(ヌ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法 —

(4) 工事予算

24,437百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

- (イ) 工事の着手(予定)年月日 平成27年 4月 1日  
(ロ) 工事の完成予定年月日 平成36年 3月31日



新旧対比表

〈新〉

〈旧〉

1 高速道路の路線名（現行のとおり）

1 高速道路の路線名（略）

2 新設又は改築に係る工事の内容

2 新設又は改築に係る工事の内容

（現行のとおり）

（略）

別紙－1 から別紙－2 まで（現行のとおり）

別紙－1 から別紙－2 まで（略）

別紙－3 都道高速横浜羽田空港線及び神奈川県道高速横浜羽田空港線（高速大師橋）に関する特定更新等工事（改築）の内容

3 料金の額及びその徴収期間

別紙－3（略）

3 料金の額及びその徴収期間

別紙－4

（別紙－1）から（別紙－2）まで（略）

（別紙－1）から（別紙－2）まで（現行のとおり）

（別紙－3）

都道高速横浜羽田空港線及び神奈川県道高速横浜羽田空港線（高速大師橋）に関する特定更新等工事（改築）の内容

（1）路線名

都道高速横浜羽田空港線及び  
神奈川県道高速横浜羽田空港線

（2）工事の区間

（イ）工事の区間

東京都大田区羽田三丁目から  
神奈川県川崎市川崎区殿町一丁目まで

（ロ）延長

0.3 キロメートル

（3）工事方法

（イ）工事の概要

橋の架け替えを行い、構造全体を再整備する。

（ロ）道路の区分

第2種第2級（道路構造令）

（ハ）設計速度

<u>設 計 区 間</u>	<u>設 計 速 度</u> <u>（キロメートル/ 時）</u>	<u>延 長</u> <u>（キロメートル）</u>	<u>摘 要</u>
<u>東京都大田区羽田三丁目から 神奈川県川崎市川崎区殿町一丁目 まで</u>	<u>60</u>	<u>0.3</u>	

(ニ) 設計自動車荷重 245 kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.25メートル

(ヘ) 車線の数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
東京都大田区羽田三丁目から 神奈川県川崎市川崎区殿町一丁目 まで	4車線	二	

(ト) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離 しない区間 (メートル)		往復分離 する区間 (メートル)			摘 要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	1.25	1.25	二	二	二	
トンネル部分	二	二	二	二	二	—
土工(掘削)部分	二	二	二	二	二	—

(チ) 付加車線の幅員 二

(リ) 中央帯の標準幅員 2.00メートル

(ヌ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

二

(4) 工事予算

24,437百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手(予定)年月日 平成27年 4月 1日

(ロ) 工事の完成予定年月日 平成36年 3月31日

(別紙-4)

料金の額及びその徴収期間

[1] から [3] まで (現行のとおり)

[4] 料金の徴収期間

平成18年4月1日から平成77年9月30日までとする。

[5] (現行のとおり)

以 上

(別紙-3)

料金の額及びその徴収期間

[1] から [3] まで (略)

[4] 料金の徴収期間

平成18年4月1日から平成62年9月30日までとする。

[5] (略)

以 上

# 首都高速道路の更新計画

区分	路線	対象箇所	延長	供用年度	事業費(税込) (用地費含む)	事業年度
大規模更新	1号羽田線	東品川棧橋・ 鮫洲埋立部	1.7km	S38	912億円	H26～38
		高速大師橋	0.3km	S43	244億円	H27～35
	3号渋谷線	池尻～三軒茶屋	1.5km	S46	648億円	H27～39
	都心環状線	竹橋～江戸橋 (日本橋区間)	2.9km	S39	1,412億円	H27～40
		銀座～新富町 (築地川区間)	1.2km	S37	559億円	H27～40
小計			8km	—	3,775億円	
大規模修繕	3号渋谷線、4号新宿線 他		55km	—	2,487億円	H26～36
合計			63km	—	6,262億円	

